

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度決算検査報告の概要 －新型コロナ関連対策への会計検査の具体化－
著者 / 所属	本島 裕三 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	453号
刊行日	2023-2-8
頁	211-225
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230208.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和3年度決算検査報告の概要

— 新型コロナ関連対策への会計検査の具体化 —

本島 裕三

(決算委員会調査室)

《要旨》

令和3年度決算検査報告は、4年11月18日に3年度決算と共に国会に提出された。過去2年の検査報告では、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令などによる制限のため実地検査の実施率が低下していたが、制限が緩和された3年度決算検査報告における実地検査の実施率は2年度決算検査報告の2倍に増加した。しかし、同感染症拡大前の平成30年度決算検査報告の8割程度にとどまっている。3年度決算検査報告における掲記件数は310件、指摘金額の総額は455億2,351万円であり、掲記件数は平成6年度以降過去最少であった令和2年度決算検査報告から100件増加した。

こうした状況の中、3年度決算検査報告では、国民の関心が高い事項として、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項に係る具体的な指摘が増加し、特に従来の制度の不合理性が顕在化した事態や事業実施後のチェックが不十分である事態に係る指摘の特徴が見られる。

国会においては、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが望まれる。

1. はじめに

検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法第29条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が1年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書である。この検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。令和3年度決算検査報告（以下「3年度検査報告」という。）は、令和4年11月7日に検査院から内閣に送付され、第210回国会（臨時会）中の4年11月18日に令和3年度決算と共に内閣から国会に提出された。

本稿では、3年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 3年度検査報告について

(1) 構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、会計検査院法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている（会計検査院法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項¹」、「処置済事項」、「特記事項」は、通常「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

3年度検査報告について見ると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告²、検査要請³事項の報告、特定検査状況⁴等、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている⁵。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

¹ 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

² 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。検査院は、随時報告の概要を検査報告に掲記している。

³ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会が検査院に対し、特定の事項について検査し報告するよう求めるものである。検査院は、国会から検査要請があった事項について、検査結果がまとまり次第報告することとなっている。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

⁴ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

⁵ 検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている。

<<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/index.html>> (令5.1.20最終アクセス)

（２）検査方針

検査院は、毎年10月から翌年9月までの1年間を「検査年次」としており、検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載されている。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、3年度検査報告は、令和3年9月7日に策定された「令和4年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：3年10月～4年9月）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同方針では、重点的な検査対象施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目を挙げているほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策については、感染拡大の防止、医療提供体制の確保、雇用の維持や事業の継続等のために一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うなどとしている。

（３）検査対象

検査対象には、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、検査院が必要と認める場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。令和4年次検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等210法人の会計、日本放送協会の会計等である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等の財政援助を与えた5,570団体等（都道府県、市区町村、農業協同組合等）の会計、国が資本金の一部を出資している9法人（中部国際空港（株）⁶等）の会計、国が出資した法人が更に出資している15法人（北海道旅客鉄道（株）等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と184法人等との契約に関する会計である。

（４）検査方法

検査対象機関に対しては、「在庁検査」又は「実地検査」が行われる。

在庁検査は、①検査院の定める規則により検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類等⁷についてその内容を確認する方法、②検査対象機関からその事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりする方法等により、在庁して常時行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関に検査院職員を派遣して、実地において、帳簿や事務・事業の実態調査や、関係者からの説明聴取を行うなどする検査であり、直近4か年次の実地検査の実施状況は図表2のとおりである。令和4年次の実施率は、前2か年に比べて高

⁶ 本稿では、法人格については次の略称を用いている。国立研究開発法人→(国研)、独立行政法人→(独)、株式会社→(株)、一般社団法人→(一社)

⁷ 検査院は、令和3年度分の計算書約12万5千冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体約3,473万枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

くなっており、前年次から倍増しているが、これは、検査院が、2年次及び3年次において新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等として、同感染症による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、検査対象機関等を一部に限定したほか、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が東京都を含む区域に発出されていた期間は全ての現地検査を中止するなどしたためである。ただし、同感染症拡大前にあたる平成31（令和元）年次と比較すると、実施率は8割程度にとどまっている。引き続き同感染症による検査対象機関への影響等に配慮していたことによると思われる。

図表2 直近4か年次の現地検査の実施率⁸

年次	平成31(令和元)年次 (30年度検査報告)			令和2年次 (元年度検査報告)			令和3年次 (2年度検査報告)			令和4年次 (3年度検査報告)		
	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率
本省、本社、主要な 地方出先機関等	4,466	1,865	41.7%	4,461	1,088	24.3%	4,468	828	18.5%	4,476	1,604	35.8%
その他の 地方出先機関等	6,631	1,100	16.5%	6,624	638	9.6%	6,635	313	4.7%	6,663	685	10.2%
郵便局、駅等	20,408	77	0.3%	20,422	24	0.1%	20,409	17	0.0%	20,393	44	0.2%
計	31,505	3,042	9.6%	31,507	1,750	5.5%	31,512	1,158	3.6%	31,532	2,333	7.3%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、それぞれ平成31年次5,596団体等、令和2年次3,435団体等、令和3年次1,969団体等、令和4年次3,944団体等へ現地検査を実施している。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

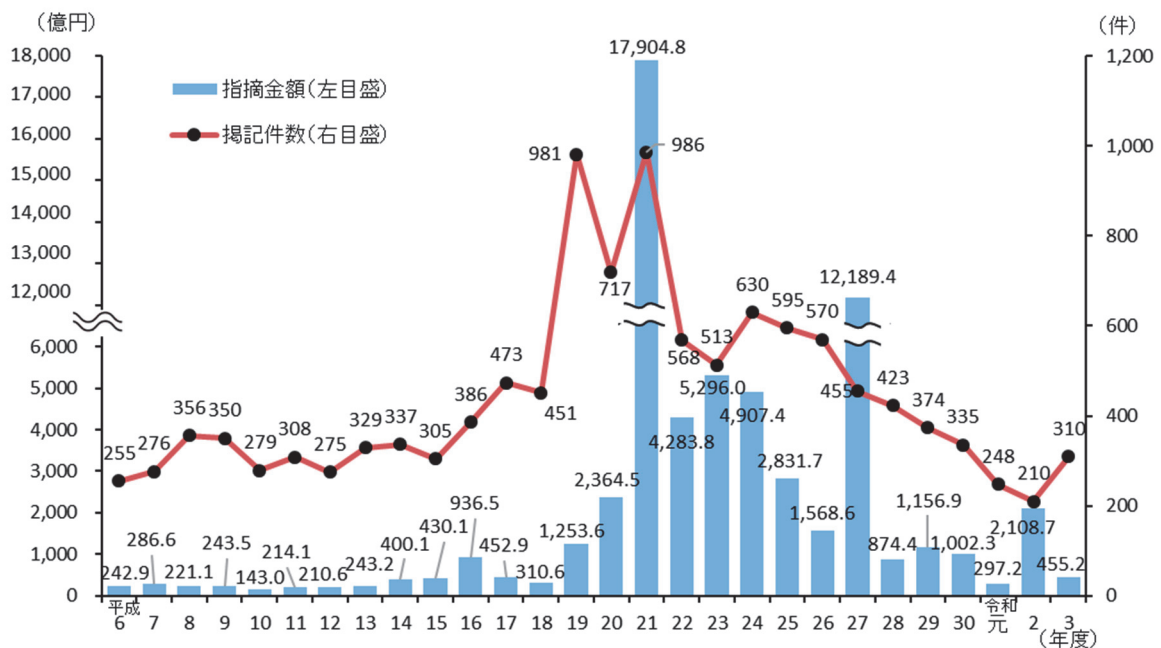
3年度検査報告に掲記された事項等の総件数は310件、指摘金額⁹の総額は455億2,351万円であり、掲記件数は比較可能な平成6年度決算検査報告以降で最少であった前年度から100件増加した。案件別の指摘金額では、(独)中小企業基盤整備機構の「独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付金等を財源として福島県が貸し付ける特定地域中小企業特別資金事業に係る資金について、規模の見直しを行い使用見込みのない額を算出して償還することを求めるとともに、新規の貸付けを実施する期間の終了前にも規模の見直しが定期的に行われたり同機構が制度をめぐる環境の変化等に応じて規模の見直しを求めたりすることを規定することにより今後も適時に見直しが行われるようにするよう改善の処置を要求したもの」の217億8,227万円が最大であり、指摘金額全体の47.8%を占めている。掲記件数では、厚生労働省の152件が最も多く、その中でも「生活扶助費等負担金等の交付が過大」に係るものが46件（前年度7件）を占めている。

⁸ 本稿では、数値については、原則として単位未満を切り捨てて表示する。そのため、各欄の数字を合計しても合計欄の数字とは一致しない場合がある。ただし、本文後掲の「4. 主な個別の掲記事項」における数値については、その単位未満の処理を3年度検査報告の記載に準ずることとする。

⁹ 「指摘金額」とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを「背景金額」と呼び、指摘金額と区別している。

また、平成6年度決算検査報告以降の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして、その後、低減傾向にある。指摘金額に大幅な増減が見られるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成21年度決算検査報告に掲記された国土交通省に対する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)の指摘や、平成27年度決算検査報告に掲記された金融庁に対する「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金」(1兆964億円)の指摘は、いずれも1兆円を超えており、両年度の検査報告の指摘金額が多額となる主な要因となっている。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移(平成6年度決算検査報告以降)



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別に見ると、不当事項等の「指摘事項」が306件、「随時報告」が1件、「検査要請事項の報告」が1件、「特定検査状況」が2件、それぞれ掲記されている。件数の推移を見ると(図表4参照)、「不当事項」の件数が、近年減少傾向にあったが、3年度は前年度から108件増加し、指摘事項の86.6%(306件中265件)を占めている。また、「意見表示・処置要求事項」の件数は、平成26年度に半減した後は低減傾向にあり、令和3年度は19件となった。さらに、検査院が随時国会及び内閣に報告する「随時報告」が6年連続で減少し1件¹⁰となった。国会からの求めに応じて検査する「検査要請事項の報告」については、2年度において元年6月に参議院決算委員会が要請した5件が掲記され、3

¹⁰「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について」(令和4年3月30日報告)

年度において2年6月に同委員会が要請した2件中1件¹¹が掲記された。「特定検査状況」については、近年低減傾向にある中、2年度は新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項7件を含む11件であったが、3年度は2件¹²に減少した。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

（単位：件）

		平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
指摘 事項	不当事項	470	402	450	345	333	292	254	205	157	265
	意見表示・処置要求事項	77	100	49	43	28	28	27	14	15	19
	処置済事項	64	76	57	49	47	39	44	22	20	22
	特記事項	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
随時報告		8	8	6	10	9	7	4	3	2	1
検査要請事項の報告		6	1	2	2	2	3	2	2	5	1
特定検査状況		7	9	6	6	3	5	4	2	11	2
計		630	595	570	455	423	374	335	248	210	310

（注）「随時報告」は、他の事項としても掲記され件数が重複しているものがあるため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない場合がある。

（出所）各年度の検査報告を基に作成

（3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別に見ると、件数では、厚生労働省が最も多く、文部科学省、農林水産省、国土交通省が同数であり、総務省と続く。また、指摘金額では、(独)中小企業基盤整備機構が最も多く、厚生労働省、農林水産省、(独)住宅金融支援機構、経済産業省と続く(図表5参照)。省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表6のとおりである。

図表5 3年度検査報告において指摘事項件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁又は団体名	指摘事項件数	省庁又は団体名	指摘金額
厚生労働省	152件	(独)中小企業基盤整備機構	217億円
文部科学省	26件	厚生労働省	88億円
農林水産省	26件	農林水産省	56億円
国土交通省	26件	(独)住宅金融支援機構	18億円
総務省	18件	経済産業省	15億円

（出所）3年度検査報告を基に作成

¹¹ 「農林水産分野におけるT P P等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について」（令和4年9月14日報告）。なお、本件と併せて同日（令和2年6月15日）に要請された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について」は、令和5年1月20日現在、報告書が提出されていない。

¹² 「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」及び「東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について」の2件。

図表6 3年度検査報告における省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位:件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項					処置済事項		計		
			会計検査院法 第34条関係		会計検査院法 第34条及び 第36条関係		会計検査院法 第36条関係					
国会(衆議院)								1	956	1	956	
国会(参議院)								1	732	1	732	
国会(国立国会図書館)								1	301	1	301	
内閣府(内閣府本府)	9	23,598					1	※	4,306	11	27,904	
総務省	17	42,051					1	73,061		18	115,112	
法務省								1	69,854	1	69,854	
外務省							1	-		1	-	
財務省	1	16,217						1	-	2	16,217	
文部科学省	25	26,593					1	91,706		26	118,299	
厚生労働省	146	833,222	1	7,019	1	31,719	3	14,379	1	4,300	152	886,339
農林水産省	20	22,120			1	5,835	4	502,308	1	39,575	26	565,172
経済産業省	5	2,718					2	※154,847			7	157,565
国土交通省	21	41,851			2	26,707			3	7,922	26	76,480
環境省	8	17,890									8	17,890
防衛省	4	6,100							4	49,745	8	55,845
日本私立学校振興・共済事業団	4	2,368									4	2,368
東日本高速道路(株)									1	530	1	530
中日本高速道路(株)									1	3,047	1	3,047
西日本高速道路(株)									1	-	1	-
(国研)国立環境研究所			1	4,325							1	4,325
(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	5,116									1	5,116
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	1,430									1	1,430
(独)中小企業基盤整備機構							1	2,178,227			1	2,178,227
(独)日本高速道路保有・債務返済機構									1	-	1	-
(国研)日本原子力研究開発機構	1	176							1	1,300	2	1,476
(独)住宅金融支援機構					1	189,089					1	189,089
国立大学法人東北大学	1	1,272									1	1,272
国立大学法人東京農工大学									1	53,733	1	53,733
国立大学法人信州大学									1	2,658	1	2,658
国立大学法人神戸大学	1	406									1	406
合計	265	1,043,136	2	11,344	5	253,350	12	3,014,528	22	238,959	306	4,552,351

- (注) 1. 背景金額については掲載せず、指摘金額が背景金額のみの場合は「-」とした。
 2. 内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘である。金額は総務省のみに計上し、内閣府(内閣府本府)には※印を付した。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。
 3. 経済産業省のうち1件及び(独)中小企業基盤整備機構(機構)の1件は、経済産業省及び機構の両方に係る指摘である。金額は機構のみに計上し、経済産業省には※印を付した。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

(出所) 3年度検査報告を基に作成

4. 主な個別の掲記事項

3年度検査報告では、令和4年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保に関するもの、予算・経理の適正な執行に関するものなどが掲記されている。

ここでは、3年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの

事例1：新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等

令和元～3年度の新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種事業（コロナ関連事業）1,529事業のうち予算の執行が区管理されていた1,367事業を検査院が検査したところ、①3か年度の予算総額は94兆4,920億円で、そのうち3年度から4年度への繰越額は13兆3,254億円、3か年度の不用額は4兆6,744億円であること、②2年度に概算払した補助金等（支出済額100億円以上の事業のうち3年5月～4年4月に精算が完了したもの）3兆4,460億円は2年度の支出済額として決算に計上されたが、このうち余剰額4,788億円は、最終的にコロナ関連事業に充てられず、決算だけでは実質的な執行額が把握できないこと、③内閣府の会議資料において各府省等の主なコロナ関連事業の支出済額については公表されていたものの、繰越額及び不用額については、特段公表すべき基準等がないことなどから、コロナ関連事業と分かる形で公表されていないことなどが明らかとなった。検査院は、予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について分かりやすく情報提供することが望まれるとしている。

事例2：家庭学習のためのモバイルWi-Fiルーター等の低調な使用状況

文部科学省は、都道府県及び市町村（事業主体）に対し、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業時等も児童生徒が学習を継続できるよう、経済的にインターネット環境を整えられない家庭に貸与するモバイルWi-Fiルーター等（ルーター）の購入費を補助している。令和2年度及び3年度に21都道府県の278事業主体が整備したルーター22万2,892台を検査院が検査したところ、①2年度に補助事業を実施した242事業主体のうち193事業主体において、3年度末までの事業主体ごとの最大貸与率（2年度に整備した台数のうち、家庭へ貸与されていたピーク時点での台数の割合）が50%未満と低調で、10万1,614台分（国庫補助金相当額9億1,706万円）が納品から1年以上家庭学習に使用されていなかった事態、②8万181台が、今後の家庭学習における使用の見込みがない事態、③文部科学省から事業主体へのルーターの活用方法を検討するための情報提供が不十分な事態が明らかとなった。

事例3：新型コロナウイルス感染症に係る病床確保事業における交付金の過大交付

厚生労働省は、都道府県を通じて新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために

病床を確保した医療機関に対して病床確保事業に係る交付金を交付している。対象となる病床は、患者等を入院させるために確保した病床のうち空床となっている病床や患者等を受け入れるために休止した病床であり、病床確保料は医療機関の種別や病床区分（ICU等）ごとに1日1床当たりの単価が定められている。13都道府県及び令和2年度に交付金の交付を受けた106医療機関を検査院が検査したところ、患者が入院していて病床確保事業の対象とならない期間中の病床数を延べ病床数に計上していたり、病床区分を誤って単価がより高額な区分の病床確保料を適用したりしたため、9都道府県の32医療機関で交付金が55億918万円過大に交付されていた事態が明らかとなった。

事例4：雇用調整助成金等及び休業支援金等の不十分な事後確認

厚生労働省は、事業主が労働者に支払った休業手当相当額を助成する雇用調整助成金に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて要件緩和等の特例を導入するとともに、雇用保険被保険者以外の労働者も対象とするために緊急雇用安定助成金を創設した。また、休業していながら休業手当が支給されない労働者のうち、雇用保険被保険者については新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を、雇用保険被保険者以外については新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金を創設した。同省は、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給決定に係る事前審査を迅速化する一方で、支給後に不正受給の有無等の確認（事後確認）に取り組んでいる。令和2年度及び3年度に支給決定された雇用調整助成金等及び休業支援金等5兆7,888億3,640万円を検査院が検査したところ、①雇用調整助成金等と休業支援金等の重複支給の有無に関する事後確認が適切に行われていない事態（1億6,133万円）、②休業支援金等について二重支給の有無に関する事後確認が行われていない事態（2,271万円）、③実地調査の対象とする事業主の範囲が適切でなく、対象範囲外の事業主に不正受給が見受けられた事態（1億3,315万円）が明らかとなった。

事例5：雇用調整助成金の支給額の不適切な算定方法

厚生労働省は、雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例として助成率や日額上限額を引き上げている。このため、一部の事業主に雇用調整助成金の支給額が休業手当支払額を上回る事態が生じたことなどから、同省は、令和3年9月以降、雇用調整助成金の支給対象となる休業をした労働者に歩合給を支給されている者が含まれている場合、事業主が実際に支払った休業手当に基づき休業手当相当額を算定する実績額方式を導入している。16労働局が2～4年度に支給決定を行った事業主から選定した138事業主を検査院が検査したところ、歩合給を支給されていない労働者のみを雇用している事業主の一部において、賞与、超過勤務手当等の休業手当の支払対象となっていない部分に対しても助成が行われており、25事業主で16億9,348万円の超過額が発生している事態が明らかとなった。

事例6：高収益作物次期作支援交付金の過大交付

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどした農業者の次期作における取組を支援するため、同省が定める取組を実施する農業者（取組実施者）に対して、地域農業再生協議会や農業協同組合等の事業実施主体から交付金を交付する高収益作物次期作支援交付金事業を実施している。令和2年度に交付金が交付された962事業実施主体のうち152事業実施主体を検査院が検査したところ、①実際には減収していない品目や取組を実施していない作付面積を含めて算定された交付金を交付していたこと、②事業開始前に取得した農業用機械等の事業対象外の経費を含めて算定された交付金を交付していたことにより、37事業実施主体から369取組実施者に対して、5,835万円が過大交付されていた事態等が明らかとなった。

事例7：木材製品利用促進のための助成金における非効率な交付等

林野庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による国内外での木材需要の減少を受けて、公共建築物等への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できない過剰木材在庫の解消を図るため、令和2年度限りの事業として過剰木材在庫利用緊急対策事業を実施した。47都道府県で実施された対策事業648件を検査院が検査したところ、①建築物等が対策事業以外に国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けているか確認する仕組みが構築されておらず、25件において国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けていた事態（国庫補助金相当額3億6,950万円）、②139件において事業の公募要領が公表された日より前に建築物の建築確認申請が行われるなど、既に木材製品を利用することが決定しており、対策事業助成金の交付が木材製品の利用促進のために効率的に行われていない事態（同21億1,055万円）が明らかとなった。

事例8：Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払が不適切

観光庁は、Go To トラベル事業の一時停止措置等により取り消された旅行商品の予約について、観光関連事業者に生ずる実損を低減させるために、同事業の業務を委託しているツーリズム産業共同提案体（事務局）を通じて旅行業者等に対して、令和3年度末までに405万件の予約に係る取消料対応費用等1,321億710万円を支払っている。このうち事務局が6,086件（0.15%）を抽出して行った事後審査で502件は支払対象とならないことが確認された。405万件のうちこの502件を除く予約について検査院が検査したところ、①予約記録等に記載された実際の取消日が、事務局に提出された予約リストの記載内容と異なっていて、取扱要領に定める対象期間に該当しないなど支払要件を満たしていないのに取消料対応費用等が支払われている事態（865件、取消料対応費用等2,957万円）、②予約リストの記載内容上、支払要件を満たしていないのに取消料対応費用が支払われている事態（9,104件、取消料対応費用1億8,782万円）、③事務局において審査マニュアルの確認項目についてすら十分な確認がされていないなど審査が不十分な事態が明らかとなった。

事例9：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行状況等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として創設され、令和2年度及び3年度予算に総額15兆1,759億円が計上されている。24都道府県及び965市区町村の2年度の実施計画における4万5,469事業(交付金交付額3兆4,058億円)について検査院が検査したところ、①商品券の未換金相当額が事務委託した商工会に滞留している事態(交付金充当額6,695万円)、②信用保証料の補助等事業における過払分返金が地方公共団体に滞留している事態(交付金相当額5億4,750万円)、③公的機関の利用に係る水道料金等の減免額に交付金が充当されている事態(交付金充当額1億1,616万円)、④交付金事業の効果検証が実施されておらず、効果検証に係る検証結果が公表されていない事態等が明らかとなった。

(2) 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例10：河川構造物と一体的に建設された建物の耐震診断が未実施

国土交通省は、河川管理施設の整備等を行うとともに、都道府県等が実施する河川管理施設の整備等に要する経費に対して防災・安全交付金等を交付している。4河川国道事務所等及び3府県等(事業主体)が重要な施設と判断して河川構造物の耐震性能照査を行った河川管理施設22施設について検査院が検査したところ、15施設は旧耐震基準の建物であり、これら施設について確認すると、①7施設において、河川構造物の耐震性能照査が行われた際、河川構造物と一体的に建設されている建物について同時に耐震診断が行われていなかった結果、河川管理施設全体での耐震性能が確保されているか不明な事態、②2施設において、河川構造物について既に耐震性能が確保されている一方、河川管理施設全体での耐震性能を確保するための対策の検討が行われていなかった事態が明らかとなった。国土交通省は事業主体に対して、河川管理施設全体での耐震性能を確保するための対策を検討する必要性等を周知する処置を講じた。

(3) 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例11：環境調査研修所の管理・運營業務における契約金額が過大

環境省の研修施設である環境調査研修所は、平成30～令和2年度の3年契約として、環境サポート共同事業体に施設の管理・運營業務(契約金額1億704万円)を請け負わせて実施していた。検査院が検査したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年度には研修所における研修が全く行われていなかったため、管理・運営に係る19業務のうち、①管理人業務、②日常清掃業務、③研修生等受入準備清掃業務について、研修所が契約金額算定の前提としていた過去の研修日程に基づく業務量と同年度における実際の業務量との間に著しい差異が生じていたにもかかわらず、研修所は、契約金額を減額する契約変更を行わないまま契約金額の全額を請負業者に支払っており、契約変更による適正な契約金額との差額1,070万円が過大となっていた事態が明らかとなった。

事例12：建設工事に係る道路清掃員費の積算の基となる必要時間数の算出が不適切

防衛省が実施する自衛隊等の施設の新設・改修等の建設工事では、土砂の搬入・搬出を行う場合に工事用車両が周辺道路等に土砂を落とすなどして汚損することがあるため、道路清掃員が清掃を行い原状に回復している。同省は道路清掃員に係る費用（道路清掃員費）を工事費に計上しており、その積算に必要な事項は「警備員等及び監督官事務所備品等算定要領」（算定要領）に定めているが、道路清掃に係る1人日当たりの原則的な清掃時間数（必要時間数）は決められていない。令和元年度及び2年度に完了した10防衛局等の建設工事292契約の道路清掃員費（積算額5億7,188万円）を検査院が検査したところ、264契約は必要時間数を1～40時間としていたが、算出根拠を確認できず、午前・午後の工事終了時に各1時間、計2時間程度としても必要な作業を行えるものと認められた。そこで264契約のうち、明確な算出根拠がないまま必要時間数が2時間を超えているとしていた208契約を必要時間数2時間として修正計算したところ、道路清掃員費を3億3,560万円低減できることが明らかとなった。防衛省は、4年3月に算定要領を改正し、必要時間数について2時間を標準とすることを明確に定めるなどの処置を講じた。

（4）資産、基金等のストックに関するもの

事例13：取戻しが見込まれない鉱害賠償積立金の不適切な長期保有

（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構¹³（JOGMEC）は、石炭等を目的とする鉱業権者等により石炭鉱害賠償等臨時措置法に基づいて将来の沈下鉱害の賠償に要する費用の一部として積み立てられている鉱害賠償積立金を管理しており、鉱害賠償した賠償義務者は、JOGMECに対して取戻しの請求を行い、鉱害賠償積立金を取り戻せることとなっている。検査院が検査したところ、①平成25～令和3年度に全国において沈下鉱害は一度も発生しなかったことから、鉱害賠償のために取戻しを請求した例は見受けられなかったこと、②取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理が定められていないことから、長期にわたり現金等として保有され続けていて（3年度末残高15億4,847万円）、他に活用されていない状況などが明らかとなった。

事例14：特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模の見直しが不十分

特定地域中小企業特別資金事業（特定地域事業）は、福島第一原子力発電所等の事故により移転を余儀なくされている中小企業者等に対して、（公財）福島県産業振興センターが事業の継続又は再開に必要な資金等を貸し付ける事業である。特定地域事業を行うセンターに資金を貸し付けている福島県に対して、（独）中小企業基盤整備機構はその資金の一部を無利子で貸し付けている。検査院が検査したところ、①新規のセンターによる貸付件数は平成24年度以降大きく減少し、令和3年度は1件で、貸付原資393億3,000万円のうち一度も貸付に活用されずに保有している額は237億1,189万円となっていること、②今後見込まれる貸付額や事務費等を除いて試算した結果、機構貸付金ベースで

¹³ 令和4年11月から（独）エネルギー・金属鉱物資源機構に名称変更。

使用見込みのない金額は217億8,227万円に上ること、③中小企業庁及び機構は、貸付需要の減少等の環境の変化を把握できていたにもかかわらず、県への貸付金の規模を見直していなかったことなどが明らかとなった。

(5) 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例15：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び(独)国際協力機構(JICA)が実施する政府開発援助(ODA)について、検査院が検査したところ、①対トルコ共和国草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)「トカット県ブユックコズルジャ小学校改修計画」(贈与額989万円)で、現地大使館が工事完了検査時に同小学校の利用児童数が事業計画の想定より減少していることを認識していたにもかかわらず、事業実施機関に対して事業完了後も引き続き利用状況等の確認を行っておらず、児童数の減少を理由に同小学校が閉鎖されていた事態、②対フィリピン共和国草の根無償「南コタバト州トゥピ町カブロン村給水システム整備計画」(同841万円)で、安全な水源の確保を目的とした給水システムの設置完了後、事業実施機関提出の報告書において給水システムに接続する水源の水量が回復していないとされていたにもかかわらず、現地大使館が事業実施機関を通じて給水状況を確認した上で、水量を回復できていない原因を究明させるなどの働きかけを十分に行っていなかったことなどにより、飲み水に適した安全な水質で水量が確保されている給水スタンドが全25基のうち3基となっていた事態が明らかとなった。

事例16：陸自指揮システム用の端末等を倉庫等に保管して使用していなかった事態

陸上自衛隊は、部隊等の各種状況を報告したり、幕僚活動を支援したりする機能を有する陸自指揮システム(旧システム)の運用に当たって、端末、プリンタ等(端末等)を借り上げ、部隊等において使用しているが、令和元年度から、陸自クローズ系クラウドシステム(新システム)に順次移行している。新旧システムはソフトウェアが異なるため、新システムを使用する部隊等には新規調達した端末等を配備し、それができない場合は、旧システム用の端末で情報共有することにより、不足分を補完しているが、その際には接続サーバを使用する設定を行う必要がある。検査院が検査したところ、陸上幕僚監部は、新システムに移行予定の29駐屯地等に所在する部隊等の旧システム用の端末等369台を、不足分を補完するため借り上げたが、このうち91台(支払額相当額2,055万円)が配備された16駐屯地に所在する部隊等では、接続サーバの設定を行う対応方法を認識していなかったため、端末等を用いて新旧システム間での情報共有ができず、これら端末等を倉庫等に保管して使用していなかった事態が明らかとなった。

5. 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項等について、その後の会計検査でフォローアップが行われており、その是正状況が掲記されている。

(1) 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21～令和2年度の検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが330件、106億2,157万円（前年度335件、102億1,659万円）あり、このうち金銭返還を要するものが325件、99億982万円（前年度331件、102億211万円）あった。

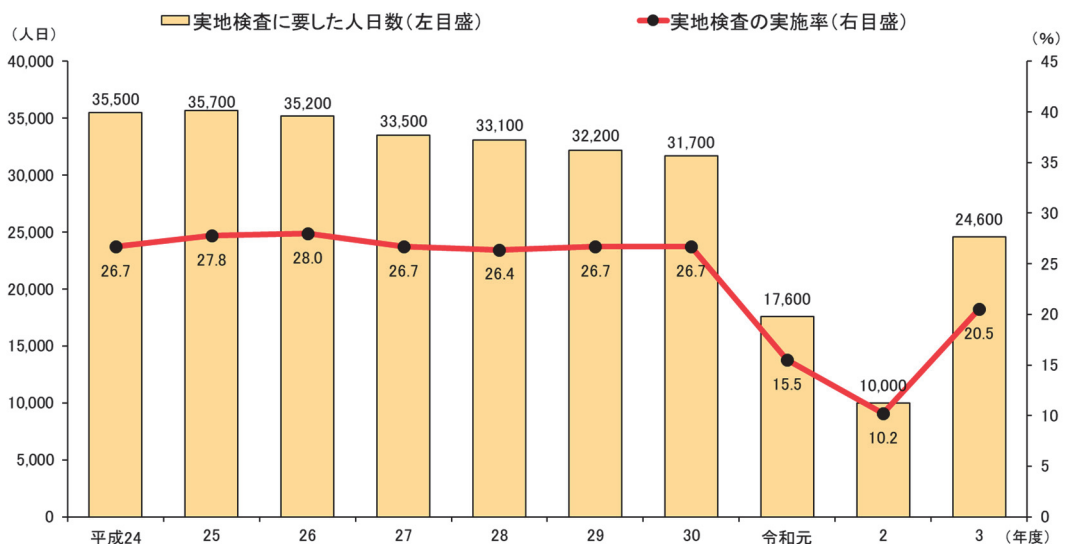
(2) 処置済事項に係る処置の履行状況

令和2年度決算検査報告で改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項41件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの1件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの6件を除いた34件について履行状況を見たところ、改善処置が一部履行されていなかったものが1件見受けられた。

6. おわりに

過去2か年の会計検査は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地検査の検査対象機関等が一部に限定されたほか、実地検査が中止するなどされていた。令和4年次の会計検査は、同感染症の拡大局面からいわゆるウィズコロナと言われる局面となり、緊急事態宣言の発出等がなかったことから、実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率はいずれも増加している。しかし、同感染症拡大前と比較すると、実地検査の実施に一定の制約はあったと見られ、平成30年度の8割程度の水準までの回復にとどまっている（図表7参照）。

図表7 実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率の推移（過去10年間）



(注) 1. 人日数は、百人日未満切捨て。

2. 実施率は、検査院が区分した「①本省、本社、主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所」及び「②その他の地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準じる箇所」の合計における実施率である。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

3年度検査報告では、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する具体的な指摘が多いことが特徴的である。これらの指摘について、2年度検査報告においては、特定検査状況として掲記され、事態の状況報告にとどまっていたが、3年度検査報告においては、個別の事業の状況について、より具体的な問題点に係る指摘が増加している。これは、感染の拡大が進む段階で緊急的に実施されていた事業が終了し、継続している事業についても一定期間を経て平常化しつつあることによるものと思われる。そして、この新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する指摘には、二つの特徴が見られる。一つは、従来の制度の不合理性がコロナ禍により顕在化し、その是正改善を求めたものであり、例えば、「4. 主な個別の掲記事項」で紹介した事例5の雇用調整助成金において、従来の算定方法のままコロナ特例として助成率や日額上限額を引き上げたことにより、支給額が休業手当の支給額を超えて支払われていた事態や、事例9の商品券等配付事業において、概算で前払いされたにも関わらず、事務委託した商工会との間で精算する取扱いになっておらず、未換金相当額が商工会に滞留している事態である。二つ目は、事業実施後のチェックが十分に行われておらず改善が必要なものである。事例4の雇用調整助成金等と休業支援金等の重複支給の有無に関する事後確認が適切に行われていない事態、事例6の高収益作物次期作支援交付金が過大に交付されていた事態、事例8のGo To トラベル事業における取消料対応費用等の支払が不適切であった事態である。特に事例6については、事後チェックの実施自体が制度的に不明確であるとされ、改善が必要である。

これらの指摘については、適宜必要な改善を図り、現在実施中の新型コロナウイルス感染症対策等にかきされていくことが望まれる。限られた財源を効率的に使用し、現状に即した有効な対策を行うためには、検査院が示した検査の状況を基に、対策の執行状況や効果、事業実施後のチェック状況を検証し、その結果を予算の執行及び編成並びに制度改正に反映させることが重要であり、国会審議において課題を明らかにしていくことが求められよう。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要であり、検査体制の一層の充実が望まれる。さらに、国会においては、3年度検査報告及びその後に検査院から提出された検査要請報告等を積極的に活用し、内閣に対して検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが望まれる。

(もとしま ゆうぞう)